

収集運搬車両の積載方法等説明書

申請者名 (**〇〇株式会社**)

1 自動車登録番号 **堺800お5678**

2 運搬する一般廃棄物の具体的な種類

〈例1〉 剪定枝・草 (食品残さは運搬しません。)

**〈例2〉 食品残さ (水分量の少ない野菜くず等)
紙くず**

運搬する一般廃棄物の種類及びその性状等を具体的に記載すること
なお、食品残さの運搬に使用するかどうかを必ず記載すること

3 塵芥車 (ロータリー式又はパック式) 以外の車両を使用せざるを得ない理由

〈例1〉 資金不足により塵芥車を用意できませんでした。

〈例2〉 排出者からコンテナの使用を求められたため。

具体的な理由を必ず記載すること

4 一般廃棄物 (汚水を含む。) が飛散し、流出し及び悪臭が漏れないようにするための具体的な積載方法

〈例1〉 ダンプ車は無蓋車であるので、運搬に際してはシートがけを行い、廃棄物が飛散しないように努めます。

〈例2〉 コンテナは有蓋構造となっており、かつ、開口部にはゴムパッキンが使用されているため、汚水・悪臭漏れは生じません。また廃棄物は必ずビニール袋に入れて運搬します。

なお、コンテナは排出場所には据え置きしません。

対策を具体的に記載すること

コンテナを排出場所に据え置きする場合は、下欄の注意事項を参照のこと

- (注) 1 脱着式コンテナを排出場所に据え置きする場合は、次の書類を提出すること。なお、当該コンテナにも、車両と同様に要領第6条の表示及び塗装が必要です。
- ① 排出者及び申請者からのコンテナ設置に係る申立書
 - ② コンテナ設置事業所の案内図及びコンテナ配置図 (要領様式第5号の例により作成のこと。)
 - ③ 据え置きするコンテナの写真を貼付した書類 (要領様式第8号の例により作成のこと。)
- 2 収集運搬に専用容器を使用する場合は、当該容器の写真を貼付した書類 (要領様式第8号の例により作成のこと) を提出すること。